

平成28年11月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	教 育 長	奥 山 巧
総 務 部 長	山 口 精 宏	民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹
開 発 部 長	橋 村 正 則	教 育 部 長	八 木 春 美
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修
監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	福 祉 課 長	宇 佐 美 悟

総合福祉センター 所長	村瀬 修	児童課長	大木 弘己
商工観光課長	大河内 博	土木課長	山田 宏淑
下水道課長	小笠原 己喜雄	学校教育課長	水谷 みどり
生涯学習課長	安井 文雄	図書館長	山田 淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	土方 康寛
--------	-------	----	-------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第7号	監査委員の選任について
日程第5 議案第60号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第6 議案第61号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第62号	弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第8 議案第63号	弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
日程第9 議案第64号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第65号	平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第66号	平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成28年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を、本日から12月15日までの22日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの22日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、弥富市長から弥富市国民保護計画の変更が提出されました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第7号 監査委員の選任について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、同意第7号を議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

冒頭、各議員におわびを申し上げます。

本日、私どもの副市長が、他の公務のためこの本会議を欠席させていただいていることを

お許しいただきたいというふうに思っております。

改めまして、平成28年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりましては、大変お忙しい中、各議員におかれまして、極めて早朝より御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第7号監査委員の選任につきましては、片岡明氏が平成28年12月19日任期満了のため、その後任者として、弥富市鯛浦町上六181番地1、片岡明氏を引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第7号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第60号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第6 議案第61号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第62号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第8 議案第63号 弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第9 議案第64号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

## 条例の一部改正について

日程第10 議案第65号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第66号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第5、議案第60号から日程第11、議案第66号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、法定議決議案1件、予算関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第60号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者となる団体の選定を終えましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第64号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の第2次補正予算による経済対策としまして、土地改良区補助事業、小学校修繕工事等を追加して実施するための増額や、生活保護事業の医療扶助費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第66号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、51万6,000円の増額を計上するものであります。

以上が提案をする議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

まず、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、総務部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第60号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

22枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらまし。

1. 個人市民税または法人市民税について、減額更正があった後に増額更正が行われた場合における延滞金の計算期間に係る規定を追加することとした。2. 適正な健康管理のもとで医療医薬品からの代替を進める観点から、健診、予防接種等を受けている個人を対象として、一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を支払った場合に、その年分の総所得金額等から控除する特例を創設することとした。3. 次の施設に対して課する固定資産税の特例措置について、わがまち特例方式を導入した上で、延長することとした。ア、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置、2分の1。イ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置。太陽光発電設備、風力発電設備について、3分の2。水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備、2分の1。ウ、都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置、5分の4。4として、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例を定めるとともに規定を整備することとした。5. その他必要な規定の整備をすることとした。6. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、平成29年1月1日または平成30年1月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 続きまして、民生部所管の議案の御説明をさせていただきます。

議案第61号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1. 市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとした。2. この条例は、平成29年1月1日から施行し、同日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等または特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用することとした。以上の改正を行うものでござ

います。

次に、議案第62号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

この指定を行うのは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものでございます。1. 施設の名称、弥富市十四山デイサービスセンター。2. 指定管理者となる団体、弥富市神戸四丁目26番地、有限会社光神。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 続きまして、開発部所管の議案の御説明を申し上げます。

議案第63号弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、御説明を申し上げます。

2枚めくっていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。2. 農業委員会の委員の定数は、11人とする事とした。3. 農地利用最適化推進委員の定数は、7人とする事とした。4. この条例は、公布の日から施行することとした。5. この条例の制定に伴い、弥富市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は、廃止するものでございます。

続きまして、議案第64号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚めくっていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育委員会委員の任務及び他自治体との均衡を考慮し、教育委員会委員の報酬月額について、3万7,000円に引き上げるものであります。2. 農業委員会の委員の任務及び他自治体との均衡を考慮し、農業委員会の報酬月額について、会長は2万9,000円に、会長職務代理者は2万4,000円に、委員は2万円にそれぞれ引き上げるものであります。3. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進のため、農地利用最適化推進委員を新設し、報酬月額を2万円とするものであります。4. 教育委員会の報酬月額は平成29年4月1日から施行し、農業委員会の報酬月額と農地利用最適化推進委員の報酬月額は平成29年7月16日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第65号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,459万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億

2,468万6,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、固定資産税1億6,000万円、民生費国庫負担金1億579万9,000円、市債1億5,230万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億2,852万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費2,525万9,000円、児童福祉総務事務事業の施設型給付費2,100万円、生活保護事業の医療扶助費8,000万円、農林水産業費におきましては、土地改良区補助事業の基盤整備促進事業補助金3,405万円、教育費におきましては、小学校修繕等工事請負費8,075万円であります。なお、基盤整備促進事業補助金や小学校修繕等工事請負費の増額等につきましては、国の第2次補正予算による経済対策としまして、事業を追加して実施するためのものとございます。

次に、議案第66号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、連合会負担金事務の第三者行為求償事務負担金20万円、第1号被保険者保険料還付金30万円等を計上し、歳入歳出それぞれ51万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億5,706万4,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案7件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典

